様式第65（第49条関係）

特　許 印　紙 （　円）

参　加　申　請　書

（令和　年　月　日）

特許庁審判長　　殿

1　審判の番号
2　参加申請人
（識別番号）
住所（居所）
（電話又はファクシミリの番号）
氏名（名称）
（国籍・地域）
3　代理人
（識別番号）
住所（居所）
（電話又はファクシミリの番号）
氏名（名称）
4　請求人の氏名（名称）
5　被請求人の氏名（名称）
6　参加の態様
7　利害関係
8　添付書類の目録

［備考］

1　「参加の態様」の欄には、「特許法第119条第1項の規定により参加」又は「特許法第148条第何項の規定により請求人（被請求人）側に参加」のように記載する。

2　「利害関係」の欄には、特許法第119条第1項又は特許法第148条第3項の規定により参加を申請する場合に限り、当該特許異議申立事件又は審判事件に対し参加申請人が有する利害関係を詳細に記載する。

3　その他は、様式第3の備考1から4まで、7から11まで及び14から16まで、様式第5の備考3、様式第10の備考6、様式第55の2の備考6、様式第57の備考2、様式第61の2の備考3及び4並びに様式第63の3の備考1と同様とする。この場合において、様式第3の備考4中「「4　請求の内容」の欄の次に「5　指定立替納付」」とあるのは「「7　利害関係」の欄の次に「8　指定立替納付」」と読み替えるものとする。

（実用新案法施行規則の一部改正）

第二条　実用新案法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（決定により実用新案登録出願とみなされる国際出願の図面の提出の期間） **第十八条の二**　実用新案法施行令（昭和三十五年政令第十七号）第三条の表中、法第四十八条の七第一項及び第二項の項の経済産業省令で定める期間は、法第四十八条の十六第四項に規定する決定の日から二月とする。	（決定により実用新案登録出願とみなされる国際出願の図面の提出の期間） **第十八条の二**　実用新案法施行令（昭和三十五年政令第十七号）第一条の表中、法第四十八条の七第一項及び第二項の項の経済産業省令で定める期間は、法第四十八条の十六第四項に規定する決定の日から二月とする。
（決定により実用新案登録出願とみなされる国際出願の登録料の納付期限の特例） **第十八条の三**　実用新案法施行令第三条の表中、法第四十八条の十二の項の経済産業省令で定める期間は、一月とする。	（決定により実用新案登録出願とみなされる国際出願の登録料の納付期限の特例） **第十八条の三**　実用新案法施行令第一条の表中、法第四十八条の十二の項の経済産業省令で定める期間は、一月とする。

備考　表中の［　］は注記である。

様式第八、様式第八の二及び様式第十二を次のように改める。